

令和 8 年度 古河市 防犯対策用品等購入補助金 申請マニュアル

このマニュアルは、空き巣や闇バイトによる強盗被害などの犯罪を防ぐための「防犯カメラ」や「録画機能付きインターホン」の購入・設置費用補助を受けるための手続きガイドです。

【重要】必ず機器の「購入・設置の前」に事前協議の申請を行ってください。事前の申請がない場合は補助対象となりません。



第 1 章 制度の概要

1. 補助対象者(どなたが使えるか)

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

① 市民(個人での申請)

申請日において古河市の住民基本台帳に登録されている方で、次のすべての具体要件を満たす方

- ・ 世帯全員に市税等の滞納がないこと。
- ・ 古河市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。
- ・ 【高齢者世帯区分】当該世帯に属する 65 歳以上の方のうち、1 人以上が申請日において古河市の住民基本台帳に登録されていること。(当該申請等の日の属する年度において 65 歳に達する者を含む)

② 住民自治組織(自治会・行政区など)

- ・ 古河市住民自治組織設置規則に規定する住民自治組織であること。

2. 補助対象となる設備・設置場所

市内の事業者または販売店から購入した新品の設備が対象です。

対象設備	① 防犯カメラ:犯罪予防を目的として屋外に固定設置される録画機能付きカメラ ② 録画機能付きインターホン:来訪者の映像を自動・手動で記録できるインターホン ③ 記録媒体:設置に伴い購入する SD カード等 ④ 看板・ステッカー:防犯カメラ等の設置を明示するもの ⑤ その他市長が適当と認めるもの
設置場所の要件	市民:自己の居住の用に供する住宅、またはその敷地(店舗併用住宅の場合は延床面積の 2 分の 1 以上が居住用であること) 住民自治組織:集会施設、またはその敷地

以下のものは補助の対象外となります

- ・家庭内の見守り、介護支援、ペット確認を主目的とする屋内カメラ
- ・車両に搭載するドライブレコーダー、身につけるボディカメラ・アクションカメラ
- ・スマートフォンやタブレットを撮影装置として流用するもの
- ・中古品(リサイクルショップ等での購入品)、展示品
- ・リース、レンタル契約、月額クラウド利用料等による導入

3. 補助率と上限額

対象者の区分	補助率	上限額
市民(65 歳以上の者が属する世帯)	購入・設置費用の 4 分の 3 (75%)	50,000 円
市民(上記以外の一般世帯)	購入・設置費用の 2 分の 1 (50%)	50,000 円
住民自治組織(自治会等)	購入・設置費用の 4 分の 3 (75%)	100,000 円

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは切り捨てます。

※同一年度内において、市民は 1 世帯につき 1 回、住民自治組織は 1 団体につき 1 回限りの交付となります。

4. 申請受付期間

令和8年9月1日(火)から12月28日(月)まで

※申請総額が予算額に達した時点で受付が終了

5. 申請書類提出先

古河市役所 交通防犯課 古河市下大野2248

(総和庁舎 第二庁舎 2階)

電話番号:0280-92-3111(代表)

※古河庁舎、三和庁舎での申請はできませんのでご注意ください。

第 2 章 申請の手続き・全体の流れ

補助金を受け取るためには、**機器の購入・設置の前に必ず事前協議**が必要です。全体の流れは以下の 5 つのステップです。

STEP 1: 事前協議の申請(機器の購入・設置前)

【申請者 → 市役所】

購入・工事をする前に、以下の書類を交通防犯課へ提出してください。

- ☐ 防犯対策用品等購入補助金事前協議書(様式第 1 号)
- ☐ 別紙 世帯状況確認書(市民の場合)
- ☐ 購入・設置予定の機器の機能や仕様が分かるカタログまたは取扱説明書の写し
- ☐ 見積書など、購入・設置にかかる費用の総額が分かる書類の写し
- ☐ 設置予定場所の見取図および現況写真(防犯カメラ等の撮影範囲が分かるもの)

STEP 2: 事前協議結果通知書の受領

【市役所 → 申請者】

市役所で内容を審査し「防犯対策用品等購入補助事前協議結果通知書(様式第 2 号)」が届きます。

※該当しない場合も通知を発行します。

※この通知は補助金の交付を最終決定するものではありません。

STEP 3: 機器の購入・設置工事

【申請者】

事前協議結果通知書を受け取った後、速やかに市内事業者等から機器の購入・設置を行ってください。

完了後に必要なもの:

- ① 市内事業者の名称・所在地、購入金額・購入日が記載された「領収書(写し)」
- ② 設置状況がはっきり確認できる「カラー写真」

STEP 4: 交付申請 兼 実績報告(設置完了後)

【申請者 → 市役所】

設置が完了したら、事前協議結果通知のあった日から 60 日以内または令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日まで、以下の書類を提出してください。

- ☐ 防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 3 号)
- ☐ 領収書その他支払を証する書類の写し
- ☐ 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真

STEP 5: 交付決定・補助金の請求と振込

【市役所 ⇄ 申請者】

① 市役所での審査の後、問題がなければ「交付決定通知書兼額の確定通知書(様式第 4 号)」が届きます。

② 通知が届いたら速やかに「防犯対策用品等購入補助金交付請求書(様式第 6 号)」に通帳の写し等を添えて提出してください。指定口座へ補助金が振り込まれます。

第3章 補助金の交付申請

申請手続きは、紙か電子のいずれかで行うことができます。

1. 紙で申請書を提出する方法

- ・ダウンロード印刷するか当マニュアルに添付している申請様式にて、交通防犯課までご提出ください。
- ・交通防犯課でも用紙を受け取ることも可能です。
- ・補助金の交付申請の様式は、古河市ホームページからもダウンロードできます。

マニュアル8ページ【第6章 申請様式のファイルダウンロードについて】の QR コードから補助金専用ページへアクセスできます。

2. 電子申請を提出する方法

- ・下の QR コードから事前協議申請ページに移ります。必要事項の入力と提出する書類の画像データをアップロードして、送信してください。

1. 防犯対策用品等購入補助金事前協議書(様式第1号)



2. 防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)



3. 防犯対策用品等購入補助金交付請求書(様式第6号)



第 4 章 注意事項とプライバシー対策

1. プライバシーの保護(必須事項)

防犯カメラ等の設置・運用にあたっては、近隣住民の方などのプライバシーを侵害しないよう、以下の対策を適切に行ってください(第 7 条規定)。

- ・撮影範囲の配慮: カメラの向きは、自己の敷地内を主に撮影するように調整してください。やむを得ず隣家や公道が映り込む場合は、角度の調整や遮蔽機能(マスキング)を活用してください。
- ・看板等の設置: 防犯カメラを設置していることを周囲に明示するため、案内看板やステッカーを分かりやすい位置に掲示してください(看板等の購入費も補助対象に含めることができます)。
- ・適切なデータ管理: 録画された映像データは、漏洩や紛失がないよう厳重に管理し、防犯目的以外(SNS への投稿等)には絶対に私用・流用しないでください。

2. 文書の保管義務

補助金の交付を受けた方は、補助金に関わる証拠書類(見積書、領収書、通知書等の原本など)を、補助金の交付を受けた翌年度から 5 年間大切に保管しなければなりません(第 13 条規定)。後日、市から確認を求められる場合があります。

3. 交付決定の取り消し・返還

偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合や、要綱・法令等に違反した場合は、交付決定の全部または一部が取り消され、既に交付された補助金の返還を命じられることがありますのでご注意ください。

第 5 章 補助制度の利用例、補助金額の計算例

例 1 玄関前に防犯カメラ 1 台を設置した場合（一般世帯）

- ・ 自宅等の玄関前に防犯カメラ 1 台を設置する
- ・ 外構のフェンスに看板を設置する（例として記載）



○補助対象経費（税込）の内訳と補助金の額

防犯カメラに関する内訳	看板に関する内訳（例）
・ 防犯カメラ購入費 1 台 12,430円 ・ 取付工事費 0円（自身による取付のため）	・ 看板購入費 1 個 2,178円
経費の総額	14,608円
補助金の額（一般世帯：1/2 上限 50,000円）	7,000円 (14,608円 × 1/2 = 7,304円 → 7,000円)

例 2 敷地内に防犯カメラ 4 台と支柱・看板を設置した場合（一般世帯）

- ・ 自宅等の敷地内に防犯カメラを 4 台設置する
- ・ 自宅等の敷地内に支柱を建て、防犯カメラと看板を設置する（例として記載）



○補助対象経費（税込）の内訳と補助金の額

防犯カメラに関する内訳	看板に関する内訳（例）
・ 防犯カメラ購入費 20,350円 × 4 台 = 81,400円 ・ 防犯カメラ取付設置工事費 53,680円 ・ 支柱の購入及び設置工事費 27,390円	・ 看板購入費 1 個 2,178円
経費の総額	164,648円
補助金の額（一般世帯：1/2 上限 50,000円）	50,000円 (164,648円 × 1/2 = 82,324円 → 上限 50,000円)

例3 一体的な住宅敷地に2棟の住宅がある場合

- ・一体的な住宅敷地に2棟の住宅（同じ敷地内にある）があり、それぞれの世帯が申請する
 - ・両棟の世帯では1台、もう一方の世帯では2台の防犯カメラを設置する
- ※「看板の設置」は例として記載

親世帯（65歳以上の者が含む）



子世帯（65歳以上の者がいない）



○補助対象経費（税込）の内訳と補助金の額（1世帯あたり）

親世帯（65歳以上の者が含む）		子世帯（65歳以上の者がいない）	
・ 防犯カメラ購入費 1台 12,320円 ・ 取付工事費 0円（自身による取付のため）		・ 防犯カメラ購入費 2台 24,980円 ・ 取付工事費 0円（自身による取付のため）	
経費の総額	12,320円	経費の総額	24,980円
補助金の額 (65歳以上の者が含む世帯：3/4 上限 50,000円)	9,000円 (12,320円 × 3/4 = 9,240円 → 9,000円)	補助金の額 (一般世帯：1/2 上限 50,000円)	12,000円 (24,980円 × 1/2 = 12,490円 → 12,000円)

例4 自治会（行政区）の公民館に設置した場合（自治会・行政区）

- ・ 公民館の出入口や敷地内に防犯カメラを4台設置する
- ・ 出入口付近の支柱に看板を設置する（例として記載）



○補助対象経費（税込）の内訳と補助金の額

防犯カメラに関する内訳		看板・支柱に関する内訳（例）	
・ 防犯カメラ購入費 4台 = 20,240円 × 4台 = 80,960円 ・ 防犯カメラ取付設置工事費 31,460円		・ 看板購入費 1個 1,430円 ・ 支柱設置費 8,910円	
経費の総額	122,760円		
補助金の額 (自治会・行政区：3/4 上限 100,000円)	92,000円 (122,760円 × 3/4 = 92,070円 → 92,000円)		

第 6 章 申請様式のファイルダウンロードについて

申請に必要な各種様式は、本マニュアルにも掲載しています。

また、古河市ホームページからもダウンロードできます。

下の QR コードをスマートフォン等で読み取ると、補助金専用ページへアクセスできます。

ご自宅にプリンターがない場合は、ホームページからダウンロードした PDF データをコンビニエンスストア等のマルチコピー機で印刷してご利用ください。



第 7 章 申請時添付書類の例

様式第 1 号 防犯対策用品等購入補助金事前協議書 申請時添付書類の例

1 購入及び設置予定設備の機能及び仕様が分かるカタログ又は取扱説明書の写し 【例】 防犯カメラのカタログ  ■主な特長 ・フルハイビジョン (200万画素) ・赤外線暗視対応 (夜間撮影) ・防水防塵 (IP66) ・広角レンズ (水平110°) ■主な仕様 <table border="1"><tr><td>撮像素子</td><td>1/2.8インチ CMOS</td></tr><tr><td>有効画素数</td><td>200万画素</td></tr><tr><td>解像度</td><td>1920×1080</td></tr><tr><td>レンズ</td><td>f=2.8mm (広角)</td></tr><tr><td>画角</td><td>水平110°</td></tr><tr><td>赤外線照射距離</td><td>約20m</td></tr><tr><td>防水防塵性能</td><td>IP66</td></tr><tr><td>電源</td><td>DC12V</td></tr><tr><td>外形寸法</td><td>約70(W)×70(H)×160(D)mm</td></tr></table>	撮像素子	1/2.8インチ CMOS	有効画素数	200万画素	解像度	1920×1080	レンズ	f=2.8mm (広角)	画角	水平110°	赤外線照射距離	約20m	防水防塵性能	IP66	電源	DC12V	外形寸法	約70(W)×70(H)×160(D)mm	2 見積書その他購入及び設置に要する費用が分かる書類の写し 【例】 見積書  合計金額 88,000円 (税込) <table border="1"><thead><tr><th>品名・内容</th><th>数量</th><th>単価 (円)</th><th>金額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>防犯カメラ (屋外用)</td><td>1台</td><td>45,000</td><td>45,000</td></tr><tr><td>カメラ取付工事費</td><td>1式</td><td>20,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>配線・部材費</td><td>1式</td><td>15,000</td><td>15,000</td></tr><tr><td>調整・動作確認費</td><td>1式</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>消費税 (10%)</td><td></td><td></td><td>8,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td>88,000</td></tr></tbody></table> ※ 見積有効期限：令和8年9月30日 ※ 上記のとおり御見積申し上げます。	品名・内容	数量	単価 (円)	金額 (円)	防犯カメラ (屋外用)	1台	45,000	45,000	カメラ取付工事費	1式	20,000	20,000	配線・部材費	1式	15,000	15,000	調整・動作確認費	1式	5,000	5,000	消費税 (10%)			8,000	合 計			88,000	3 設置予定場所の見取図及び現況写真 (防犯カメラ等の撮影範囲が分かるもの) 【例】 見取図 (撮影範囲が分かるもの)  【例】 現況写真 (設置予定箇所) 
撮像素子	1/2.8インチ CMOS																																															
有効画素数	200万画素																																															
解像度	1920×1080																																															
レンズ	f=2.8mm (広角)																																															
画角	水平110°																																															
赤外線照射距離	約20m																																															
防水防塵性能	IP66																																															
電源	DC12V																																															
外形寸法	約70(W)×70(H)×160(D)mm																																															
品名・内容	数量	単価 (円)	金額 (円)																																													
防犯カメラ (屋外用)	1台	45,000	45,000																																													
カメラ取付工事費	1式	20,000	20,000																																													
配線・部材費	1式	15,000	15,000																																													
調整・動作確認費	1式	5,000	5,000																																													
消費税 (10%)			8,000																																													
合 計			88,000																																													

様式第 3 号 防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書 申請時添付書類の例

1 補助対象設備の購入及び設置に係る市内事業者等の名称及び所在地、購入金額及び購入日が記載された領収書その他支払を証する書類の写し 【例】 領収書 	2 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真 【例】 設置後の写真  (カメラ全体) (カメラ動作確認状況)
--	--

※ 上記は記入例です。申請の際は、実際の書類を添付してください。

【お問い合わせ・提出先】

古河市役所 交通防犯課 古河市下大野2248

(総和庁舎 第二庁舎 2階)

電話番号:0280-92-3111(代表)

様式第1号（第9条関係）

防犯対策用品等購入補助金事前協議書

年 月 日

古河市長 宛て

協議者

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

電話番号

防犯対策用品等購入補助金の交付申請を行うに当たり、令和8年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり事前協議を申し出ます。

なお、私及び私と同一の世帯に属する者について、市が住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査することに同意します。

申請区分	□市民	□高齢者が属する世帯
		□上記以外の世帯
	□住民自治組織	
設置予定場所	住所 ※ 住民自治組織の場合は、設置予定区域又は詳細な場所を記入	
購入・設置予定設備	□防犯カメラ（予定台数 台） □録画機能付きインターホン（予定台数 台） □その他（ ）	
購入予定事業者等	店名 （□古河市内の事業者・販売店）	
補助対象経費見込額	補助対象設備購入費及び設置工事費の総額 円（税込み）	
補助金交付見込額	円（1,000円未満切捨て） 市民（補助率 1／2（高齢者が属する世帯にあつては3／4） 上限5万円）、 住民自治組織（補助率 3／4 上限10万円）	
添付書類	1 購入及び設置予定設備の機能及び仕様が分かるカタログ又は取扱説明書の写し 2 見積書その他購入及び設置に要する費用が分かる書類の写し 3 設置予定場所の見取図及び現況写真（防犯カメラ等の撮影範囲が分かるもの） 4 別紙世帯状況確認書	

※ 高齢者とは、申請等の日において市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の者（当該申請等の日の属する年度において65歳に達する者を含みます。）をいいます。

別紙

世帯状況確認書

氏名	続柄	生年月日	高齢者
	本人		☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐
			☐

※市が、住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査します。

様式第3号（第10条関係）

防犯対策用品等購入補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

古河市長 宛て

申請者（報告者）

住所（所在地）

氏名（団体名）

（代表者名）

電 話 番 号

年 月 日付けで事前協議が完了した防犯対策用品等購入補助金について、補助対象設備の購入及び設置が完了したので、令和8年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて防犯対策用品等購入補助金の交付を申請し、及び実績を報告します。

事前協議受付番号	受付第 号
設 置 場 所	住所
購 入 ・ 設 置 設 備	☐ 防犯カメラ（設置台数 台） ☐ 録画機能付きインターホン（設置台数 台） ☐ その他（ ）
購 入 事 業 者 等	店名 （ ☐ 古河市内の事業者・販売店）
補助対象経費総額	円（税込み）
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
誓 約 ・ 同 意 事 項	☐ 私及び私と同一の世帯に属する者（以下「私等」という。）は、市税等の滞納はありません。 ☐ 私等は、古河市暴力団排除条例第2条第2号から第4号までの規定に該当する者ではありません。また、市が必要に応じて警察その他関係機関に照会することについて同意します。 ☐ 私等について、市が住民基本台帳の登録状況及び市税等の納付状況を調査することに同意します。 ☐ 防犯カメラ等（設置に伴い購入した記録媒体、看板等を含む。以下同じ。）の運用に当たり、プライバシーの保護等に関し適切な管理を行います。 ☐ 防犯カメラ等の所有権、維持管理費の支払及び管理運用に関する一切の責任は、申請者（設置者）に帰属することを誓約します。
添 付 書 類	1 補助対象設備の購入及び設置に係る市内事業者等の名称及び所在地、購入金額及び購入日が記載された領収書その他支払を証する書類の写し 2 補助対象設備の設置状況が確認できるカラー写真 3 前2項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第12条関係）

防犯対策用品等購入補助金交付請求書

年 月 日

古河市長 宛て

請求者

住所（所在地）

氏名（団体名）

印

（代表者名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定通知のあった防犯対策用品等購入補助金について、令和8年度古河市防犯対策用品等購入補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり請求します。

なお、古河市が次の金融機関の口座に防犯対策用品等購入補助金を振り込んだときは受領したものと認めます。

請求金額	円		
振込先口座 (請求者本人名義の口座に限る。)	金融機関名	銀行・信組 信金・農協	店
	預金種目	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※ 通帳その他の振込先の口座情報（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人）が分かるものの写しを添付してください。

※ この請求書は、個人にあつては自署又は本人確認書類の提示等により、団体にあつては次の(1)及び(2)に記入することにより押印を省略することができます。

(1) 発行責任者 氏名 連絡先

(2) 担当者 氏名 連絡先

市処理欄 (個人用)	本人確認書類：マ・免・旅・その他（ ）	確認者
	確認方法：提示・提出（持参・郵送）	